

[研究ノート]

共生の経験に対する 認識の在り方についての一試論

敬愛大学国際学部専任講師

佐藤 邦政

1 はじめに

共生の理念を理解することは容易なことではない。その理由の一つは、共生は、「自然と人間との共生」、「障害者と健常者との共生」、「多民族や多文化の共生」、「女と男の共生」など、その概念が用いられる個別の文脈を知らずには、その内実に触れることができない、ということにあるだろう¹⁾。しかし、共生理念の理解が難しい別の、より重要な理由は、共生——ここでの文脈では、誰かと共に生きること——が、私（筆者）を含む、現在の多くの人にとって当たり前のものとしてある、あるいは、少なくともそのように見える、ということにあると思われる。これまで共生は、悲惨な戦争体験や社会的に抑圧されてきた経験等、さまざまな個人の体験から、「共生とは何か」あるいは「共生とは何であるべきか」という問いの形で切実に追い求められてきた。これらの問いを問うということは、問われている「共生」が何かまだ明確になっていない時点から、各個人の粘り強い思考によって、ようやく「共生」という言葉の内実に辿り着くような経験であると思われる。共生の理念は、このように個人の経験に深く根差すものであるために、その理念を理解することは容易ではないと考えられる。

では、私たちは、いかにして共生の理念を理解することができるのだろうか。あるいは、そもそも、ここで言われる「理解する」とはどのようなことなのだろうか。従来の研究では、共生理念の理解のための方法として、他者との対話が重視されてきたと思われる。ここで「対話」とは、簡単に述べるなら、言語的コミュニケーションを主とする、持続的な相互的やり取りのことである。しかしながら、共生理念の理解の仕方は、他者との言語的なやり取りに限られないだろう。たとえば、障害をもつ人と実際に対面し、その人の佇まいや仕草、表情、視線、肉声をじかに感じることで、気付かないうちにもっていた障害者に対する自分の固定観念に内省的に気付かされることがある。

本研究の目的は、対話とは別の、異なる他者と対面し関係を紡いでいく経験における、他者との差異性の認識の在り方について検討することである。本研究の目的を「検討」とする理由は、本研究は、共生の経験に対する認識の在り方を探求する試論である、ということにある。

本議論の構成は以下の通りである。第2節では、先行研究を批判的に検討する。第3節では、異なる他者と対面し関係を紡いでいく経験における、他者との差異性の認識の在り

方について検討し、差異に対する反省的気付きと、差異に対する感受性という二種類の異なる認識の在り方があることを示す。第4節では、まとめと今後の課題について述べる。

2 共生に関する先行研究状況

共生に関する研究はこれまで、法哲学、倫理学、あるいは、障害に関わる諸分野などで行われてきた。たとえば、法哲学者・井上達夫は、民主主義やリベラリズムという社会理念との関係の観点から、異質な他者との共生について考察している（e.g., 井上, 1978）。たとえば、井上・名和田・桂木（1992）において、共生は次のように説明される。

我々のいう《共生》とは、異質なものに開かれた社会的結合様式である。それは、内輪で仲よく共存共栄することではなく、生の形式を異にする人々が、自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を積極的に築き上げてゆけるような社会的結合である。

（井上・名和田・桂木, 1992, p. 25）

ここで言われる共生とは、特定のグループの中で仲良く生活することではなく、他者との違いを認め合い、そのような違いによる利害や異なる価値観を他者と積極的に調整することである。一方で、このような意味での共生社会では、「人々は異質なものとの出逢いによって、自分の人生をより豊かにする可能性をもつと同時に、異質なものへの偏見から葛藤を深刻化させ、互いに傷付け合う危険にもさらされている」（Ibid., p. 27）。井上らにとって、共生は「冒険的な企て」（Ibid.）であり、それに関わるためには、「与えられた人生の範型に安住しない自律の構えと、異質なものとも積極的に関係を取り結びうる寛容の度量」（Ibid.）が求められる。

井上たちによって提示された、自律と寛容を必要条件とする共生理念に対する考え方は、いくつかの反応を呼び起こしてきた。たとえば、社会学者・倫理学者最首悟は、井上たちの述べる、冒険的な企てとしての共生について次のように疑問を提起する。

このような企てを実現させる条件は自律の気構えと寛容の度量であると著者たちは述べます。この定義について、すぐにノーという人はいないでしょう。つまり、おおむね好感はもてるのだが、定義うんぬんより自律と寛容という条件のほうが問題ということです。自律とか寛容とかは私たちにとって条件というより目標なのではないですか。（最首, 1998, p. 232）

最首によれば、一人ひとりの自律や寛容を先に身につけて、それを基礎にして共に生きる企てをするのではない。共生とは、現実に関に生きざるをえないところから始めて、やがて少しずつ、わからない相手をわからないまま受け入れる寛容さを身につけ、互いに等しく自律的な存在であることを認めていく過程である。

私たちは共に生きられるほどやわな存在じゃないんです。一人ひとりが無前提的に、共に生きるほどやわな存在じゃないです。独立した不可侵の存在である。そのうえでお互いに約束をし、契約を作って、人間関係をつくってゆく。そして、お互いの気持ちを思いやる。一生懸命、わからないから思いやるんであって、思いやって気心が違っていることをわかるようにする、というふうに、段階を踏んで、皆違う、即、平等ということに近づきたいのです。（Ibid., p. 186）

井上らと最首の引用から示唆されるのは、両者には、異なる他者との共生に対する、個人の準備が先か、共生が目前の現実としてあり、それに否応なく関わりながら個人が異な

る他者との距離の按配を見出していくのか、という見方の違いがあることである。そして、この背景には、共生が、実現されるべき理想として捉えられるか、切迫する現実としてであると捉えられるか、という共生と私たちとの距離に対する見方の違いが見える。もし「共生」の意味合いが異なるなら、共生と私たちとの異なる距離の取り方は互いに矛盾し合う、と考える必要はないだろう。この論点は、3節において、共生の経験における認識の在り方を考えるうえで重要と考えられる。

さらに、障害学など障害に関わる研究では、障害者差別解消法や障害者雇用促進法などに示される合理的配慮 (reasonable accommodation) に関する研究が行われてきている。さらに、近年の議論では、そのような制度や法律を通じて共生社会を実現するために、個人の在り方にも関心が向けられるようになってきている。西倉・飯野 (2016) は、合理的配慮において求められる対話の意義について次のように述べる。

合理的配慮において求められている対話は、そのための「これまでのやり方を見直し、別のコミュニケーションの仕方を身につけていくための」ひとつの機会を私たちに与えてくれる可能性を秘めている。そこでは、相手に耳を傾けることの困難、相手の声を聞き取ることの困難にぶつかすることで、私が「考えずに済んできた」事柄を学び、「考えずに済んできた」私の社会的位置を問わずにはいられないような契機が与えられる。そして、「考えずに済んできた」私と「考えざるをえないできた」他者との間に新たな関係性を構築し、そこからかれらの自由や権利の獲得のために私に何ができるのかを考えていく。合理的配慮を提供するための対話の場において鍛えられていくのは、そうしたコミュニケーションの仕方ではないだろうか。

(西倉・飯野, 2016, p. 206) (カギ括弧内は引用者が補足)

このような共生に関する従来の研究では、共生理念の理解の仕方として他者との対話が重視されてきたように思われる (e.g., 井上, 1978, Chapter 5; 川島・飯野・西倉・星加, 2016)。しかしながら、共生理念の理解の仕方は、他者との対話には限られないだろう。たとえば、障害をもつ人と実際に対面し、その人の佇まい、振る舞いや仕草、あるいは、表情、視線、肉声を肌で感じることで、知らず知らずもっていた障害者に対する自分の固定観念に内省的に気付くことがある。同様に、対話という持続的やり取りではなくても、障害者からの事前の予想を超える応答が自分のこれまでの考えに内省を迫り、自分がこれまで考えてこなかった事態について想像するよう触発し、他者との差異を差異としてはっきりと意識するようになることがある。このような事例が示唆するのは、自分と異なる他者と対面し、じかに関わる経験には、他者との対話とは別の、他者との差異性を認識する在り方がある、ということである。

以上の先行研究状況を踏まえて、本研究は、これまでの研究で焦点とされていない対話とは別の、異なる他者と対面し関係を紡いでいく経験における、他者との差異性の認識の在り方について検討する。今後、法律の整備などによる共生理念の社会的実現だけでなく、各個人の経験に根を下ろした共生理念の理解の広がりが必要となるだろう。さらに、異質な他者との共生社会の実現のために、当事者が自分の経験や感情を当事者以外の者に伝え、当事者以外の人々がそれを理解する機会が増えるだろう。本研究は、このような、日常の中で「伝える」とか「理解する」と言われている、私たちの認識の在り方について焦点を当てて考察する試みである。

3 「差異を知る」異なる二つの認識の在り方

他者との差異性についての認識の在り方には、次の二つがあると思われる。一つ目は、差異に対して反省的に気付くこと (reflectively aware) であり、二つ目は、差異に対して (非反省的に) 感受することである。本節では、この二つの認識の在り方がどのようなものなのかについて見通しを述べ、それぞれの認識の在り方に関する今後明らかにすべき課題を明確にする。

議論を始める前に、留意することがある。それは、以下の議論では、障害者と健常者との共生という文脈に焦点を絞る、ということである。第1節で示唆されていたように、「共生」という言葉は多義的な言葉であり、そのことと関係して、「自然と人間との共生」、「障害者と健常者との共生」、「多民族や多文化の共生」、「女と男の共生」など、具体的文脈に応じて「共生」で意味されていることも異なる (川本, 2008, p. 15; 栗原, 2006)。

さらに突き詰めて考えるなら、「障害者と健常者との共生」における「障害者」や「健常者」という語り方にも曖昧さがある。たとえば、障害者のもつ障害は、種類や程度などに違いがあるほか、職業、住環境、家族などの社会環境、あるいは、各個人の趣味嗜好やものの見方や考え方も異なっていることだろう。このことを考えると、障害者と健常者との共生に関して、「障害者」(あるいは「健常者」) という言葉で一括りにして議論できるのだろうかという疑問が湧く。この疑問に対して本議論では、障害の種類やその程度に応じて障害者が健常者と異なる生活を送っていることは広く認められることから、障害者と健常者という区別を本議論の仮定として捉えることとする。このような仮定のもとで議論を展開することで本研究は、「障害者と健常者の差異とはどのようなことなのか、あるいは、両者の間にはどのような共通性があるのだろうか」という問いと、「私たちはそのような差異性や共通性をどのように理解しうるのだろうか」という問いについて問う。このような問題が明らかにされることにより、今後、障害者と健常者という区別や障害とは何かについて改めて考えほぐすことができるようになると思われる。

3.1 差異に対する反省的気付き

まず、差異に対する反省的気付きの特徴を明らかにしよう。差異に対する反省的気付きとは、大まかに言えば、障害者とじかに関わることで、自分の以前の考えに反省的に思い至ること、そして、それを意識的に認識する、ということである。「障害者とじかに関わること」には、障害者との言語的コミュニケーションも含まれるが、相互的対話はそのような言語的やり取りに限定されない。私たちは他者とじかに関わることで、言語的やり取りがなくても十分な応答が得られることが多い。たとえば、相手の身振りや目線、表情の変化や声質の変化などによって、何らかのメッセージを発信し合い、相手からの呼びかけに応答することがある。

差異に対する反省的な気付きは、私たちが以前にもっていた自分の見方や考え方について反省的に考えなおす契機となりうる。たとえば、「障害者のリアルに迫る」という大学のゼミに参加し、ALS (筋萎縮性側索硬化症) 患者である岡部宏生氏の話聴いた学生の事例を見てみよう。岡部氏は、日常的に人工呼吸器を用いており、耳は聴こえるが、話すことはできず、そのため、わずかに動く唇の形の変化と目の瞬きによって母音と子音の組み合わせ

わせを介助者に伝えることで、他者とのコミュニケーションを図る。ゼミにおいて岡部氏とじかに関わった学生の一人である佐藤万理は、次のように述べる。

岡部さんに「生きる意味ってなに？」なんて軽々しく聞いていいんだらうか。私たちは、岡部さんにゼミの方針を語った。「障害者という大きなくくりではなく、個人が何を考え、どう生きづらさを感じているのか、知りたいんです」そんな言葉は、岡部さんを前にするとずいぶん軽く聞こえた。(中略)

岡部さんは、神様じゃない。生きることはもっと生々しいものなのかもしれない。岡部さんは授業中、生徒からの「生きる意味とは何か」という質問に対して、「生きることを選んでから、生きる意味を考えるのです」と答えていた。岡部さんを前にすると、生きるか死ぬかの選択を迫られていない自分が、「生きる意味」なんてまじめに考えているのがくだらないことのように感じる。岡部さんは、自分で、自分の生死を選んだんだ。(野澤〔編〕, 2016, pp. 62-63)

佐藤万理は、岡部氏と実際に対面することで、生死の選択や生きることの意味に関する自分と岡部氏との差異に反省的に気付く。彼女のそのような気付きは、心の中で「自分は本当に生きる意味について真剣に考えたいと思っていたのだろうか」という疑問や、「なぜそのような質問を岡部氏にしたいと考えていたのだろうか」という疑問を引き起こし、生きる意味について尋ねようとしていた自分に内省を迫っているように見える。この佐藤の例が示唆するのは、他者との差異に対して反省的に気付くことは、自分がそれまでもっていた以前の見方や考え方について改めて考えなおすことにつながる、ということである。

差異に対する反省的気付きが、私たちの見方や考え方について認識しなおす契機となることが重要な理由は、私たちは以前にもっていたものの見方や考え方に、いつでも自由自在に反省的に思い至ることができるわけではない、ということにある。私たちが特定の人種や集団に対して抱いている考えは「固定観念」と言われる (cf. Fricker, 2007, pp. 30-31)。固定観念がどのようなものなのかのイメージを掴むため、私の事例を説明しよう。私は2013年からアメリカ合衆国に1年間、留学する機会があった。大学から相部屋を割り当てられたルームメイトはアフガニスタン出身の学生であった。この事実を知ったとき、私は、アフガニスタン人は武装勢力と関係しているのではないかと恐れた。しかし、私は以前から自分がそのような認識をもっていることに気付いていたわけではなく、そのとき、はじめて自分自身のアフガニスタンに対する偏見に気付いたのである。実際には、その学生は、アフガニスタンの平和に貢献しようとフルブライト奨学生制度を通じてアメリカの大学院に学びに来た者であり、約1ヵ月間の共同生活の中でその学生と親しくなるにつれて、私は、自分のアフガニスタンに対する先入観を少し解きほぐすことができたように思われる。この例が示すように、固定観念となっている見方や考え方は、個人が反省的に思い至ることの可能な状態にある場合でも、その個人がいつでも自分の意志によりそのことを認識できるとは限らない。

以下では、障害者に対する固定観念について議論するが、議論を始める前に、「固定観念」という概念に関して、次のことに留意しておこう。それは、本研究では、固定観念について認識論的観点から検討する、というものである。「認識論」は、私たちの知識や理解の在り方に焦点を当てる分野であり、現在の文脈では、固定観念となっている見方や考え方に

ついて、その知り方や理解の仕方などを問題とする²⁾。固定観念には、道徳的な観点から見ると「差別 (discrimination)」と言われるような内容が含まれていることがあり、それゆえ、固定観念は道徳的な観点からも「差別」や「平等」といった価値に関わる問題として議論される主題である。だが、以下の議論では、固定観念に関わる道徳的問題はさしあたり措き、固定観念に対する認識論的特徴に議論の焦点を絞る。

障害者に対して私たちは、何らかの固定観念をもっている、ということはあるだろう。そして、私たちは通常、そのような固定観念に気付いたなら、そのような見方や考え方を積極的に改めたいと考えるだろう、と思われる。しかしながら、先に述べたように、障害者に対する固定観念に対して、私たちはいつでも自分の意志で意識的に認識できるわけではない。そのことは、先ほど引用した、岡部氏と対面した際の佐藤の気持ちや考えの中にも示唆されている。

実際、固定観念に反省的に気付くためには、その固定観念に関わるインパクトのある出来事が私たちに生じなければならないことが多い。では、それは、なぜなのだろうか。

その理由は、固定観念は、私たちが無意識のうちにもっているという意味で非明示的 (implicit) なものがある、ということにある (Madva, 2016)。非明示的な固定観念は、そのような見方や考え方をもっている当人が固定観念に気付いていないものことであり、それゆえ、当人は意識的にそれに対して注意を向けることはできない。障害者に対する固定観念についても同様に、私たちにとって非明示的な固定観念となっているものがあるだろう。そのような場合には、私たち自身は障害者に対する自分の見方や考え方を考えなおしたいと思っていたとしても、非明示的な固定観念に自分自身の意志だけで思い至ることができるわけではない。

もちろん、現代において私たちは、本やさまざまなメディアを通して障害者に対してさまざまな知識を得ることができ、それによって、非明示的にもっている固定観念を減らすことはできるだろう。たとえば、私たちはさまざまなメディアを通して、「インクルーシブな社会を実現するために、他者との差異や一人ひとりの多様性を尊重しなければならない」ことを知っている。同様に、合理的配慮についても、私たちは信頼できる書籍を手に取り、それがどのような内容なのかを知ることができる。あるいは、信頼できる事典を調べることで、共生に対するさまざまな理念やその歴史的経緯について知ることもできる。このように、何らかの情報源から知識を得ることを、認識論では「証言 (testimony)³⁾ から知識を得る」と言う。そうすると、信頼のできる他者の証言から関連知識を増やすことで、私たちの固定観念は減るとは言えるかもしれない。

しかしながら、障害者に対するこのような証言を通じて得られた知識は一般的なものであり、没文脈的なものである。それに対して、障害者とじかに関わることで気付かされることは、障害者一人ひとりの見方や考え方であり、その都度の相互の関わりを通じて初めて理解される具体的なものである。たとえば、「障害者のリアルに迫る」というゼミで、2名の触法障害者の話をじかに聴いた学生である氣賀知明は次のように述べる。

授業では実際にその触法障害者の2人から自らの人生について聞き、直接話す機会があった。(中略) 訪問者の口から出てくるのは、僕の想像を超えた厳しい人生だった。厳しいと言ったらそれまでだが、生きるか死ぬかという問題に向き合ったことがない自分には、なんだか物語の

中の話にしか聞こえなかったのだ。

ただし、そういった人の人生談のようなものを、本を買って読むこととこのゼミが決定的に違うのは、その人たちの「顔」が現実世界で確認できたことだと思う。何かについて考えたり感じたりするときには、やはり人間の「顔」を思い浮かべられるかどうかで全く話が変わってくる。「顔」を知れば、自分にとって遠かった犯罪や知的障害のことについて、これから目を背け続けるのは難しいと思う。ずっしりとして重たい記憶として、脳の中に堆積し続けるからだ。

(野澤〔編〕, 2016, p. 116)

氣賀知明は、障害者からじかに話を聴くことと、書籍などメディアを通じて知識を得ることの違いを、「顔」と表現される、一人の障害者のことを思い浮かべられるかどうかという点として説明する。個別的な他者と出会うことで、具体的な相手と自分という個別の関係を築き、そのような関係を想像できるようになり、相手と自分との具体的な差異について気付く。そして、そのような個別の経験に基づいて、障害者と健常者という抽象的な関係とその差異について、具体的に想像できるようになる、と思われる。

以上のことを考えるなら、障害者とじかに関わるという経験は、個別の他者と自分との具体的な差異に気付くことで、障害者に対する非明示的な固定観念に思い至り、それを解きほぐすきっかけを与えと言えらるだろう。このようなことは、他者の証言を通じて知識を得る場合には、生じにくいと思われるが、共生の理念を理解するために重要であるだろう。

では、障害者との具体的な差異に気付くと言われるとき、その差異とはどのような特徴をもつものなのだろうか。実は、他者との具体的な差異に気付くためには、相手と共通なことにしても気付きなおす必要があると思われる。たとえば、相手も自分と同じように生まれ、育ち、同じようなことに喜び、悲しみ、同じようにいつか死ぬことを実感をもって知り、自分と多くの共通点があることを理解する。そのような共通点について反省的に認識しなおす中で、「この点が異なる」という差異の認識を明確にしていかなければならないように思われる。このように、差異に気付くということは、自分と相手との違いを知るとともに「それほど違うわけではなく、自分と共通なものがある」ということをも改めて知ることであるだろう。このような差異性と共通性を同時に認識することで、障害者を自分と異質な者として遠ざけてしまう、あるいは、関わりのない者として無視するという方向に向かうのではなく、自分にとって気にかかる存在として関わろうとする契機が得られるように思われる⁴⁾。

個別の他者との関わりによって触発される、差異性と共通性の認識の在り方については、今後の課題とする。ここまで、他者との差異性の認識の在り方のうち、差異に対する反省的気付きに焦点を当ててきた。次節では、他者との差異について（非反省的に）感受することについて検討しよう。

3.2 差異に対する（非反省的）感受性

他者との差異を認識する場面には、大きく見ると、次の二つの場合がある。一つ目は、障害者と実際に関わることで、差異に反省的に気付き、以前の固定観念を解きほぐそうとする場合である。二つ目は、未来において障害者と関わる機会に、その障害者と自分との差異に敏感になる場合である。前節の議論では前者の場合、すなわち、他者と関わる機会

をもった後に、その他者との差異に反省的に気付くこととその意義が検討された。

しかし、未来において初めての他者と関わる時、私たちはいつもデフォルト状態から、その他者との差異の認識を始めるわけではない。たとえば、障害者とじかに対面することで、一度、障害者に対する自分の固定観念に反省的に気付いた者は、それ以後、障害者と関わる場合において、反省的に考えなくても、障害者の考え方やニーズについて想像するよう触発されるようになるだろう。このように、私たちは、特定の他者とじかに関わる体験を積み重ねることで、反省以前に、その他者と自分との差異に敏感になる、ということがある。

差異に対する敏感さは、私たちの反省以前の感覚的認識に関わるという意味で、差異に対して非反省的に感受するという認識の在り方であると言える。このような認識の在り方は、反省的気付きとは別の認識の在り方である。このような認識は、他者にじかに関わることで無意識のうちに発動し、活性化することで、私たちを反省的な熟考をするよう導く。本研究では、このような認識の在り方を担う感受性のことを「差異に対する感受性 (sensitivity)」と呼ぶ⁵⁾。

感受性による差異の認識には、差異の具体的内容に関する認識と、差異があることの認識という二種類があるように思われる。この区別は、哲学の伝統の中で「事象内容 (real contents; 独: Realität)」と「存在 (existence)」で知られる区別を踏まえたものである。差異の具体的内容に関する認識とは、障害者とじかに関わる時、具体的に差異が何であるのかを想像ができる、というものである。初めて障害者と関わる時、私たちには自分と相手との間にどのような差異があるのかまだわからない。その障害者の考え方やニーズには自分には予想できないものがあるかもしれない。その障害者との関わりを経験を重ねていくうちに、それ以前の固定観念に思い至り、相手の考え方やニーズを知る。そうして少しずつ、反省的に考えなくても、以前には考えられなかった考え方やニーズについて考えをめぐらすことができるようになるだろう。差異の具体的内容に対する感受性は、他者との関わりを積み重ねることで、反省以前に、以前には考えられなかった他者の考え方やニーズについて考えをめぐらせるようにしてくれる。

しかしながら、私たちは他者とどれほど関わりを重ねても、その他者と自分との間の差異を完全に予測しきることはできない。このことは、障害者の場合に限られない。むしろ、そのような差異がつねにあるところにこそ、「異質な他者」や「異なる他者」と言われるときの他者性があると言えるだろう。このような場合には、感受性は、自分では予想していないことであっても、「そのようなことがあるのか」と受け入れる構えを私たちに与えてくれる。このような役割を果たすのは、「差異がある」こと、すなわち、他者との差異の存在に対する感受性である。差異の存在に対する感受性は、すべての差異を予測することはできないという意味での異質な他者に対して、それでも、そのような場面に遭遇することを予感し、そのような可能性につねに開かれているという私たちの構えをつくる役割を果たすだろう。

差異に対する以上のような二種類の感受性が、より具体的にどのようなものなのかを明確にすることは、今後の課題としよう。

4 結 語

本研究は、異なる他者と対面し関係を紡いでいく経験における、対話とは別の、他者との差異性の認識の在り方について検討し、結論として、差異に対する反省的気付きと、差異に対する感受性という二つの認識の在り方があることを示唆した。また、これらの二つの認識の在り方に関して、これから明らかにすべき課題を明確にした。今後は、差異に対する反省的気付きと感受性という二つの認識の在り方がどのように関係し合っているのかについても明らかにする必要がある。このような課題に一つ一つ取り組むことは、各個人の経験に根を下ろした、共生理念の理解の在り方を明らかにすることにつながるだろう。

【付記】 本研究は、平成28年度上廣倫理財団から助成を受けたものです。

【謝辞】 本研究は、敬愛大学「障害者の雇用に関する研究」（研究代表者：高木朋代教授）プロジェクトの一環として、2016年11月28日に行われた拙研究発表における原稿を加筆・修正したものです。研究発表の場で貴重な批判やコメントをお寄せくださった高木朋代先生、高岡英氣先生（敬愛大学）、渡正先生（順天堂大学）に深く感謝申し上げます。

（注）

- 1) 共生に関する研究は、多くの場合、社会問題を含むさまざまな個別で具体的な文脈の中で行われる。実際、そのような個別的で具体的な個人や共同体の共生体験を伴わないで、共生の理念を論じることは机上の空論でしかないだろう。しかし、このことを認めることは、個別的・具体的体験に基づく異なる共生の経験に、それぞれ異なる認識の在り方がある、ということを含意しない。むしろ、異質な他者と関係を紡ぐ共生の経験には、私たち人間一般の認識の在り方があるように思われる。本稿の考察は、このような観点から、共生経験に対する私たちの認識の在り方を探究する試みである。これまでの共生の理念については、井上（1998）、川本（2008）、栗原（2006）を参照できる。
- 2) 本研究の目的は、知識や理解の本質を明らかにすることではないため、「知識」や「理解」という語の意味を分析して明確にすることはしないこととする。
- 3) 「証言」という日本語は通常、裁判所での証人尋問など、特定の事柄の証明を明示的に行う場面で用いられることが多い。証言に関する先駆的な研究であるCoady（1992）では、「証言」という概念を明確にするため、はじめに、英語の「testimony」が司法の場面で使用されるものであることが確認される。そのうえで、司法の場面での証言と、レポートや会話の中で用いられる伝聞や報告などを表す証言が区別され、それぞれ「公式的証言（formal testimony）」と「自然的証言（natural testimony）」と呼ばれる（pp. 25-27）。近年の認識論の議論の中では、「証言」と言えば、たとえば今朝の食事の話から科学的発見に関する話題に至るまで、他者から得られる伝聞や報告のことが想定される。証言を通じて知ることについての具体的な事例を出そう。たとえば、タバコは健康に悪いことを会社や学校での同僚との会話を通じて知ることが挙げられよう。さらに、排気ガスが原因でオゾン層が減少していることをオンラインの新聞やテレビのニュースを通じて知ることも身近な事例であろう。あるいは、教育の文脈に即した事例として、第二次世界大戦において日本は、1945年、ポツダム宣言を受諾して降伏したことを、教科書を通読して知ることが挙げられる。
- 4) 渡正教授（順天堂大学）には、他者との差異性だけでなく、共通性の認識の重要性に気付かせて頂いた。差異性と共通性の認識に関しては、今後の研究でさらに明確にする予定である。
- 5) ここでの「差異に対する感受性」に対する議論は、Sato（2016）における感受性に関する議論を参考としている。感受性の機能や感受性の発達に関する、認識論における議論はFricker（2007, Chapter 3）にも見られる。

（参考文献）

- [1] Coady, C. A. J. (1992). *Testimony: A philosophical study*. Oxford: Oxford University Press.
- [2] Coady, D. & Fricker, M. (2016). Introduction to special issue on applied epistemology. *Journal of Applied Philosophy*, 1-4.
- [3] Fricker, M. (2007). *Epistemic injustice*. Oxford: Oxford University Press.
- [4] 井上達夫（1978）. 『共生の作法——会話としての正義』, 東京：創文社.

- [5] 井上達夫 (1998). 「共生」. 廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士 (編) 『哲学・思想事典』所収 (pp. 343-344). 東京: 岩波書店.
- [6] 井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫 (1992). 『共生への冒険』. 東京: 毎日新聞社.
- [7] 川本隆史 (2008). 『共生から』. 東京: 岩波書店.
- [8] 川本隆史 (2015). 「正義とケアの編み直し」. 東京大学教育学部カリキュラム・イノベーション研究会 (編) 『カリキュラム・イノベーション 新しい学びの創造に向けて』所収 (pp. 179-194). 東京: 東京大学出版会.
- [9] 川本隆史 (編) (2005). 『ケアの社会倫理学——医療・看護・介護・教育をつなぐ』. 東京: 有斐閣.
- [10] 川島聡・飯野由里子・西倉実希・星加良治 (2016). 『合理的配慮——対話を開く、対話が拓く』. 東京: 有斐閣.
- [11] 栗原彬 (2006). 「共生」. 大庭健・井上達夫・加藤尚武・川本隆史・神崎繁・塩野谷祐一・成田和信 (編) 『現代倫理学事典』所収 (pp. 183-185). 東京: 弘文堂.
- [12] Madva, M. (2016). Virtue, social knowledge, & implicit bias. In J. Saul and M. Brownstein (eds.), *Implicit bias and philosophy: Metaphysics and epistemology* (pp. 191-215). Oxford: Oxford University Press.
- [13] Medina, J. (2013). *The epistemology of resistance*. NY: Oxford University Press.
- [14] 西倉実希・飯野由里子 (2016). 「障害法から普遍的理念へ」. 川島聡・飯野由里子・西倉実希・星加良治 『合理的配慮——対話を開く、対話が拓く』所収 (pp. 195-207). 東京: 有斐閣.
- [15] 野澤和弘 (編) (2016). 『障害者のリアル×東大者のリアル』. 東京: ぶどう社.
- [16] 最首悟 (1998). 『星子が居る——言葉なく語りかける重複障害の娘との20年』. 東京: 世織書房.
- [17] Saul, J. and Brownstein, M. (eds.) (2016), *Implicit bias and philosophy: Metaphysics and epistemology*. Oxford: Oxford University Press.
- [18] Sato, K. (2016). “A sensitivity to good questions: A virtue-based approach to questioning” *Episteme*, 13 (3), pp. 329-341.
- [19] 星加良治 (2015). 「バリアフリー教育を授業に取り入れる」. 東京大学教育学部カリキュラム・イノベーション研究会 (編) 『カリキュラム・イノベーション 新しい学びの創造に向けて』所収 (pp. 249-262). 東京: 東京大学出版会.